

医療施設等災害復旧費補助金の交付を受けた皆様へ ~平成23年度中に復旧事業が終了しない場合の手続きについて~

医療施設等災害復旧費補助金(以下「補助金」と言います。)の交付を受けて行っている<u>災害復旧事業につきましては、原則として平成23年度中(平成24年3月中)までに完了した事業(工事)に対し、補助金が支払われることになっており、工事の遅延等により平成24年度に渡ってしまった事業については補助の対象とはなりません。</u>

(例:補助額 1,000 万円の交付決定を受けた復旧工事)

<原則>

平成23年度:1,000万円分の事業を完了(補助対象となる)

<工事が遅延し、平成24年度にずれ込んだ場合>

平成 23 年度:800万円分の事業

(補助対象となる)

平成24年度:200万円分の事業

(補助対象とならない)



ただし、<u>平成23年度中に事業が終了しないやむを得ない事情がある場合に</u>つきましては、県を通じて「繰越」の申請を行い、財務大臣の承認を得た上で、 <u>平成24年度分の事業に要する経費についても補助の対象として補助金の交</u>付を受けることが可能となります。

(上記の例について繰越を行うと…)

平成 23 年度:800万円分の事業 (補助対象となる)

平成24年度:200万円分の事業 (補助対象となる)



平成24年度に必要な事業費を繰越

【繰越等の手続きを行う必要がある場合】

①既に事業を契約しているが、事業が平成23年度中に終了しない場合

平成23年度:契約→事業の実施 | 平成24年度:平成23年度からの継続事業

②事業の契約自体も平成 24 年度にずれ込んでしまう場合

平成23年度: - | 平成24年度: 契約→事業の実施

上記①又は②に該当する医療施設等におかれましては、速やかに県の担当課にご連絡いただき、繰越の手続きに関する指示を受けていただきますようよろしくお願いいたします。

繰越の承認を受けないで平成24年度に入った場合、平成24年度に実施す

<u>る事業については補助金が支払われなくなります</u>のでご注意をお願いいたします。(平成23年度中に事業が全て完了する場合は繰越の手続きは必要ありません。)

【各県窓口】

青森県:健康福祉部医療薬務課(代表:017-722-1111)

岩手県:健康福祉部医療推進課(代表:019-651-3111)

宮城県:保健福祉部医療整備課(代表:022-211-211)

福島県:保健福祉部地域医療課(代表:024-521-1111)

茨城県:保健福祉部医療対策課(代表:029-301-1111)

栃木県:保健福祉部医事厚生課(代表:028-623-2323)

千葉県:健康福祉部医療整備課(代表:043-223-2110)

新潟県:保健福祉部医務薬事課(代表:025-285-5511)

厚生労働省医政局医療経理室

(代表:03-5253-1111)